

出前講座実施要領

(平成20年9月29日制定)

改正 令和5年11月13日

(目的)

第1条 この要領は、住民等が開催する集会等に病院の職員が講師として出向き、専門知識を生かした医療に関する講演等（以下「出前講座」という。）を行うことにより、医療に関する理解促進及び普及啓発を図り、もって住民の健康づくりを支援することを目的とする。

(対象)

第2条 出前講座を受講できるものは、概ね10名以上の受講者がいる集会等を開催する、君津地域（木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市）に住所を有する市民、民間団体、事業所、公共機関等（以下「団体等」という。）とする。

(講座の内容)

第3条 出前講座の内容は、君津中央病院長（以下「病院長」という。）が別に定め公表する。

2 病院長は、出前講座を受講しようとする団体等の代表者（以下「申込者」という。）から前項に規定する出前講座の内容以外の申込があった場合は、相談に応じた上で受講の可否を決定する。

(開催日時)

第4条 出前講座の開催日時は、月曜日から金曜日の午後1時から午後5時15分までのうちの1時間程度とする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までの日を除く。

(申込等)

第5条 申込者は、原則として当該団体等が主催する集会等を開催しようとする日の30日前までに出前講座申込書（別記第1号様式）を病院長に提出しなければならない。

2 出前講座の受講に係る会場については、申込者の責任において用意するものとする。

(決定)

第6条 病院長は、前条第1項の申込があったときは、受講の可否を決定し、出前講座決定（否決）通知書（別記第2号様式）により申込者に通知するものとする。

2 病院長は、前項の受講を決定する場合において、必要と認めたときは、条件を付することができる。

(受講の制限)

第7条 病院長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、出前講座を実施しない。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
- (2) 特定の政党、宗教又は営利を目的とした催し等を行うおそれがあるとき。
- (3) 出前講座の目的に反し、その受講が適当でないとき。

(派遣費用)

第8条 派遣費用は、無料とする。

(その他)

第9条 申込者及び出前講座を受講する者による講座内容の録画・録音、インターネットによる配信及び配付資料の二次利用については、原則として認めない。

2 申込者は、出前講座における写真撮影及びその写真の広報誌等への掲載を希望する場合は、事前に病院長の了承を得なければならない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、病院長が別に定める。

附 則

この要領は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年11月13日から施行する。

出 前 講 座 申 込 書

年 月 日

君津中央病院長 様

団体名
代表者 住 所
氏 名
電話番号

次のとおり「出前講座」を申し込みます。

希 望 日 時	<第1希望> 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
	<第2希望> 年 月 日 () 時 分～ 時 分	
場 所		
希 望 す る テ ー マ	<第1希望> テーマ番号 テーマ名	
	<第2希望> テーマ番号 テーマ名	
参加予定人数	人	
集会等の名称 及び開催目的	集会等の名称	
	開催目的	
備 考		

※講座の写真撮影や広報誌への掲載等を行う予定がある場合は備考欄にて連絡のこと。

出前講座決定（否決）通知書

年 月 日

様

君津中央病院長 印

年 月 日付けで申込みのありました君津中央病院出前講座の開催について、つぎのとおり決定したので通知します。

開催の可否	1 開催します 2 開催しません
開催する テーマ	テーマ番号 テーマ名
参加予定人数	人
開催の日時	年 月 日（ ） 時 分～ 時 分
集会等の名称	
開催場所	
開催する場合 の条件又は開催 しない理由	